



# 加じき

## 広報

第161号

44. 12. 15 発行

発行 鹿児島県始良郡  
加治木町役場  
編集 総務課  
印刷 吉屋印刷所

全ご家庭に、もれなく配布

### 年末年始

#### 町民の生活目標

- 贈答品は虚礼を廃して、真心のこもった贈りものにしなすよう
- 門松は枝松か、門松カードを使いましょう。
- 助けあい運動へ協力しましょう。
- 正月の料理は、心のこもった暖かい手料理で。
- 年始のあいさつは、戸別訪問をやめて合同年始会に参加しましょう。
- 忘年会、新年会の自粛につとめましょう。
- 忙しいときほど、うっかりしがちです。道を歩くとき、車を運転するときは、とくに注意しましょう。
- 酒を飲んだ人には、車を運転させないよう、気をつけましょう。
- 庭先まで、きれいにしましょう。
- 買ひ物は町内の、お店で。

#### 町民憲章

わたしたち加治木町民は  
楽しい家庭をつくり、まちのよい子を育てます。

#### 正月は子ども中心に

#### おとなは、よい模範を示そう

- 正月は、一年のうちで家族全部が、そろそろ楽しい行事です。前年をふり返り、今年こそは：という新しい決意を話し合い、親と子が遊びをおして心をふれあえる、めったにないチャンスです。どうぞ、親子そろって意義ある楽しい正月を迎えましょう。
- 反省や計画を、家族全部で話し合ひましょう。
  - よい本やよいテレビ番組を見せましょう。
  - 規則正しい生活を、させましょう。
  - 親子そろってゲームを楽しみましょう。
  - 礼儀正しい、しつけをする、よい機会です。
  - 子どもにも、手伝いをさせましょう。
  - 忙しいときほど事故には、とくに気をつけましょう。

## みんなで明るくお正月を

歳末たすけあい運動に  
協力しましょう。

### 年末年始の主な行事

- 27日 衆議院議員選挙の投票日
- (一) 官庁ご用納め
- 元旦 名刺交換会 11時 柘城小
- 5日 官庁ご用始め
- 7日 七草祝い(39年の生まれ)
- 10日 消防出ぞめ式 10時 加高校
- 11日 成人者の集い 10時~12時  
町福祉センター(新築)で
- 15日 成人式 9時半から  
町福祉センター

### 冬休みの生活心得十か条

(見える所に、はりましょう)

- ①外出するときは必ず、行き先を明らかにして、午前十時から午後五時のサイレンまで
- ②許可映画以外は見ないこと。
- ③無免許運転、自転車の二人乗り並行運転は禁止。
- ④道路での遊びや危険な遊びは、しない。
- ⑤路上での立ちぐいしは、やめよう
- ⑥店内や店頭で、うろつかない。
- ⑦横断歩道は必ず、手をあげて、わたろう。
- ⑧児童や生徒だけでスケートやサイクリングに行かない。
- ⑨無届けで、生徒だけの忘年会や同窓会はしない。
- ⑩酒やタバコは、ぜったいに飲まない、吸わない。

火の用心  
小さな火にも大きな注意



# 12月27日は

## 衆議院議員

# 選挙の投票日です

よく見よく知りよく考えて投票しよう

### 有権者の心がまえ

「師走選挙」あるいは「七十年選挙」と呼ばれる、衆議院議員の総選挙は、さる七日に公示され、師走の街頭に、あわただしい選挙戦が展開されています。

七十年代を迎えると同時に、新しい日本の未来（進路）を決めるとも言われる、こんどの総選挙は日米安全保障条約や沖繩問題、教育、物価、交通、公害、農政、社会保障など、わたしたちの生活に關係の深い、国の内外の重要な、たくさん諸問題を解決してくれる議員を選ぶ、意義ある選挙と申すべきです。

この重要だといわれる選挙にあたって、わたしたちは政治に対する強い関心を、もっと高めなければなりません。

立ち会い演説会やラジオ・テレビの政見放送、選挙公報、そして新聞などの解説記事や資料などで各候補者を知るとともに、自分の目や耳で十分に確かめ、自分の手で適格な人を選ぶことです。

金や品物をもらったから…人にするめられたから…とか、義理があるから…など、自分の意志によらない選挙は、絶対に避けなければなりません。

選挙違反は、候補者だけの責任

ではありません。買収、供応などの違反行為を公然と受け入れる、有権者自身に責任がある。ということですが、

少しぐらいは…。せっかくもらったから…と、こんな気やすさが、候補者の選挙違反を、ますますふやして行く、悪い結果となるのです。

「金のかからない選挙」「きれいな選挙」は、選挙のたびに見たり聞いたりする文句です。

明るく正しい選挙を、ぜひ実現するためにも、わたしたちは選挙のときの「飾り文句」として、ただ聞き流し、見過ごしたくないものです。

こんどの総選挙の重要さを、もう一度、わたしたちは確認し、七十年代の日本の政治の方向を決める尊い一票を棄てることなく、有意義な一票として投票しましょう

- 投票所が三か所ふえる  
 こんどから、投票所を三か所ふやしましたので、ぜひ投票に行ってください。
- 入場券を忘れないように  
 選挙管理委員会から配られた入場券を、お忘れなく、ご持参ください。万一、入場券をなくしたり当日、忘れても、投票はできますから、投票所の係り員に、そのことをお話しください。できるだけ紛失しないようにしてください。
- 投票所をまちがわない  
 政治はあなたが主役です

- 投票できる人  
 昭和四十四年十二月六日現在の永久選挙人名簿に登録された人。
- 投票の時間  
 投票のできる時間は、十二月二十七日（土）午前七時から午後六時までです。

投票は、入場券に指定された投票所でないといけません。入場券をよく見てください。

とくに最近、転居して住所を変わった人や投票所が三か所ふえた地区の有権者は気をつけて、投票所をまちがわないようにしましょう

- 代理投票  
 字を書くことができない人は、代理投票もできますので、投票所の係り員に申し出てください。
- 不在者投票  
 投票の当日、どうしても投票ができない人は、投票日の前日（十二月二十六日）の午後五時までに町選挙管理委員会（町役場二階）で不在者投票を、することができます。

しかし、そのときは不在者投票をする事由の証明書が必要です。これがないと投票できません。

証明する人は、その事由の種類によって違いますが、勤務先などの所属長、または関係市町村長、医師などを指定してあります。

